

長野保健所管内の飲食店で ノロウイルスによる食中毒が発生しました

本日、長野保健所は、上水内郡内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、当該施設の営業者に対し令和7年3月9日から令和7年3月 11 日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、令和7年3月1日から3月2日にかけて当該施設で調理、提供された仕出し弁 当を喫食した1グループ36名中の35名で、行政検査により、患者便及び調理従事者便 からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和7年3月4日の午後3時30分頃、医療機関から「3月1日から2日に上水内郡内で行われたイベントに参加した1名が胃腸炎症状を呈し受診した。他にも複数名が同様の症状を呈していると聞いている。」旨の連絡が長野保健所にありました。

【長野保健所による調査結果概要】

- ○患者は、3月1日から3月2日にかけて当該施設で調理、提供された仕出し弁当を喫食した1グループ36 名中の35名で、3月2日午後4時頃から吐き気、発熱、倦怠感、腹痛などの症状を呈していました。
- ○患者は、当該施設で調理、提供された仕出し弁当を共通して喫食していました。
- ○環境保全研究所及び関係自治体が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- ○患者の症状は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- ○医師から食中毒の届出がありました。
- ○以上のことから長野保健所は当該施設で調理、提供された仕出し弁当を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	長野保健所		
患者関係	発 症 日 時	3月2日 午後4時頃から	
	患 者 症 状	吐き気、発熱、倦怠感、腹痛など	
	患者所在地	上水内郡、長野市、神奈川県など	
	患 者 数 及び喫食者数	患者数/喫食者数:35名/36名 (患者内訳) 男性:21名(年齢:40歳代~70歳代以上) 女性:14名(年齢:20歳代~70歳代以上)	
	入院患者数	0名	
	医療機関受診者数	10 名(受診医療機関数:10 か所)	
原因食品	令和7年3月1日から3月2日に当該施設で調理、提供された仕出し弁当		
病因物質	ノロウイルスGⅡ		
原因施設	施設所在地 上水內郡 営業許可業種 飲食店営業		
措置	食品衛生法に基づく営業の停止 令和7年3月9日から令和7年3月11日まで3日間 (この施設は3月5日から営業を自粛しています。)		

検査結果

ノロウイルスGⅡ

患者便:19 検体中19 検体から検出

調理従事者便:8検体中1検体から検出

[参 考]

患者へ提供されたメニュー

1日:チキン照り焼き、キャベツのナムル、きぬさや、パプリカ、

明太子ポテトサラダ、さくら漬け、若竹煮、ちらし寿司

2日:ヤンニョムチキン、キャベツのナムル、玉子焼き、ザーサイ、

ナムル、韓国風混ぜご飯

[参考] 長野県内(中核市含む)における食中毒発生状況(本件含む)

令 和 6 年 度	24 件	455名
(うち 中核市)	(6 件)	(142名)
令 和 5 年 度	10 件	205 名
(うち 中核市)	(3 件)	(31 名)

ノロウイルス食中毒注意報発出中です(令和7年1月29日から)

~~ ノロウイルスによる食中毒とは ~~

[特 徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

「症 状]

1~2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1~2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りは脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいなと思ったら早めに医療機関を受診してください。

「予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、石けんで手を十分に洗いましょう。

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や漂白剤で殺菌して使いましょう。

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者さんの嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

(問合わせ先)

長野保健所 食品•生活衛生課

(担当) 小野、岡野、秋本

電話:026-225-9065(直通)

026-223-2131(代表)(内線 151)

FAX:026-225-9105

E-mail nagaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合わせ先)

健康福祉部 食品•生活衛生課 食品衛生係

(担当) 福井、松本、塚田

電話:026-235-7155(直通)

026-232-0111(代表)(内線 2661)

FAX:026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp